

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別添入札「公告」のとおり

2 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (1) 入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち入札保証金の納付が必要。

必要な金額を次のいずれかで納付すること。

・現 金

- ・小切手（入札日の 10 日前から入札日までの間に振出されたもの。指定金融機関指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払い保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可） ※指定金融機関等は別紙のとおり。

- (2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札単価×110／100 により算出した金額の 100 分の 5 以上。

- (3) 納付期限及び方法

ア 入札前までに入札保証金納付書(別添様式参照)により納付すること。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札に参加する場合 → 代表者印
- ・「代理人」が入札に参加する場合 → 委任状に押している印(代表者印は不要)

イ 金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

ウ 入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に 200 円の収入印紙を貼付してください。

エ 落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

- (4) 入札保証金の免除

過去 2 年間に於いて、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札(契約)保証金免除申請書」(様式第 7 号)を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

- ・入札（契約）保証金免除申請書提出期限：入札日 1 週間前
- ・申請書の審査結果は、入札日の前日までに通知する予定です。

3 契約保証金

落札者は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、契約保証金免除申請書(様式第 7 号)を提出し、免除決定の通知を受けた者は、これを免除します。

4 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

5 入札参加資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 必要書類
別添入札「公告」の4（3）のとおり
入札参加資格確認申請書(様式第1号)、受注実績表(様式第2号)、誓約書(様式第3号)
- (2) 提出先及び提出期限等
別添入札「公告」の4（3）のとおり
- (3) 入札参加の可否の通知
提出された入札参加資格確認書類の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日までに提出者に「入札参加資格決定通知書」により通知する。

6 入札会場における注意事項

- (1) 入札は入札参加者又はその代理人が出席して行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めないものとする。なお、原則として、入札会場には入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (3) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に、入札会場において、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。
- (4) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。

7 入札の方法等

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約書、仕様書及び契約に関して知事が別に定めるもの等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札執行者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を入札書の提出に先立って提出しなければならない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しない物で記載又は押印しなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書(様式第4号)を使用することができる。
 - ア 契約名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状(様式第5号)に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (8) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (10) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (11) 入札執行者は、必要と認められるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。
- (12) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、消費税及び地方消費税相当額については、契約の際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (13) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積(様式第6号)に移行するものとする。

8 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。
- (3) 件名又は入札金額のないとき。
- (4) 入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (5) 金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (6) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (7) 契約の名称に重大な誤りのあるとき。
- (8) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (9) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (10) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しないとき。
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (12) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (4) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

10 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件契約に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。
- (2) 入札当日に必要なもの
 - ア 入札参加資格決定通知書
 - イ 入札保証金（入札保証金免除の決定を受けた者は、「入札(契約)保証金免除決定通知書」を持参すること。）
 - ウ 入札書（当日配布するものを使用することも可。）
 - エ 委任状（代理人が入札に参加する場合。）
 - オ 代表者印（代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑。）

11 照会先

- (1) 担当者 愛媛県産業技術研究所 技術開発部 研究員 中平 陸
- (2) 所在地 〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町 487 番地 2
- (3) 電話番号 089-976-7612